

令和3年松前町告示第61号

松前町新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金交付要綱を次のように公表する。
令和3年6月1日

松前町長 岡本 靖

松前町新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の感染拡大により社会的・経済的にもたらされる様々な災いをいう。）を乗り越えるため、愛媛県商工会連合会のコロナ対応新ビジネスモデル補助金（以下「県連補助金」という。）を活用して、中長期の視点に立ち、社会経済環境の変化に応じた業態若しくはサービス提供方法の転換又は新事業の展開を行う事業者に対し、町が予算の範囲内において、松前町新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、当該事業者の新たなビジネスの展開を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、県連補助金の交付決定を受けた者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める要件を満たす者であること。

ア 法人	町内に本店を置いていること。
イ 個人	町内に本店を置いていること又は町内に住所を有していること。

(2) 他の自治体からこの要綱の補助金と同種の補助金等の交付を受けていない又は受ける意思がない者であること。

(3) 町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、県連補助金の交付決定を受けた事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、県連補助金において補助対象経費とされている経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の12分の1以内の額とし、12万5,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和3年12月28日までに町長に提出しなければならない。

(1) 県連補助金の交付決定通知書の写し

(2) 県連補助金の申請書類の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(仕入れに係る消費税等相当額の取扱い)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の規定により申請書を提出するに当たり、補助金の仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでないときは、この限りでない。

(交付決定)

第8条 町長は、第6条の規定により交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定し新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不相当と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル事業変更承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業費の20パーセント以内の変更で、かつ、補助金額に変更がない変更の場合は、この限りでない。

- (1) 県連補助金の変更承認を受けたことを証する書類の写し
- (2) 県連補助金の変更承認申請書類の写し
- (3) 変更経費の内訳書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項本文の規定にかかわらず、県連補助金の交付制度において変更承認を要しない補助事業の変更をしようとするときは、同項第1号及び第2号の書類を省略することができる。

3 町長は、第1項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル事業変更承認通知書(様式第4号)により、不相当と認めるときはその旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル事業中止(廃止)届出書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 県連補助金の額の確定通知書の写し
- (2) 県連補助金の実績報告書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、第7条ただし書に該当する交付申請をした場合は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金に係る消費税等相当額報告書(様式第7号)により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(額の確定)

第12条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金交付請求書(様式第8号)により当該補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定による請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

(目的外使用の禁止)

第15条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第16条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第17条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 第10条に規定する届出書の提出があったとき。
- (2) 県連補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (3) 他の市町からこの要綱の補助金と同種の補助金等の交付決定を受けたとき。
- (4) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) その他補助金の申請について不正の行為があったとき。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(書類の整理及び保管)

第19条 補助事業者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の額の確定のあった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月6日から施行する。

第 号
年 月 日

様

松前町長

新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 補助対象経費 : ¥ _____ 円

2 補助金交付決定額 : ¥ _____ 円

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた松前町新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル事業を次のとおり変更したいので、松前町新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、承認願います。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 既補助金交付決定額 : ¥ _____ 円

4 変更後対象経費 : ¥ _____ 円

5 変更後補助金交付申請額 : ¥ _____ 円

【添付書類】

- (1) 県連補助金の変更承認を受けたことを証する書類の写し
- (2) 県連補助金の変更承認申請書類の写し
- (3) 変更経費の内訳書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

※県連補助金の交付制度において変更承認を要しない補助事業の変更をしようとするときは、第1号及び第2号の書類を省略することができる。

第 号
年 月 日

様

松前町長

新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル事業変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル事業の変更について、次のとおり変更を承認したので通知します。

1 変更前補助金交付決定額：¥ _____ 円

2 変更後対象経費 : ¥ _____ 円

3 変更後補助金交付決定額：¥ _____ 円

年 月 日

松前町長

様

申請者 住所

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル事業中止（廃止）届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル事業を中止（廃止）したいので、新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり届出します。

- 1 補助事業の中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の中止期間（廃止の時期）

備考：不要の文字は、抹消すること。

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた松前町新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル事業が完了したので、新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付決定額：¥ _____ 円

【添付書類】

- (1) 県連補助金の額の確定通知書の写し
- (2) 県連補助金の実績報告書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた松前町新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル事業について、新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付要綱第11条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）

¥ _____ 円

- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額

¥ _____ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

¥ _____ 円

- 4 補助金返還相当額（3－2）

¥ _____ 円

（注）内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

様式第 8 号 (第12条関係)

年 第 号
月 月 日

様

松前町長

新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を行った新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金については、次のとおり交付額を確定したので通知します。

補助金交付確定額：¥ _____ 円

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号による新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金を次のとおり請求します。

1 請求金額：¥ _____ 円

2 指定する金融機関の口座

金融機関名	銀行 信用金庫 ()		本店 支店 ()	
預金種別	(1) 普通 (総合を含む。)		(2) 当座	(3) その他 ()
口座番号				
口座名義人	フリガナ			
	氏名			